鹿追町新型インフルエンザ等対策 行 動 計 画

平成27年9月 鹿追町

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • ;
Ⅱ.新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針・・・・・・・・・	• • • 5
Ⅱ-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 5
Ⅱ-2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 5
Ⅱ-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ⅱ-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠٠٠ ا
Ⅱ-5 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ⅱ-6 本行動計画の主要6項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
(1)実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
(2)サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
(3)情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
(4)予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
(5)医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 19
(6)町民生活および町民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 20
II-7 発生段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
Ⅲ 各段階における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 23
未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 23
(1)実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 23
(2)サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 23
(3)情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 24
(4)予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 24
(5)医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 26
(6)町民生活および町民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 27
海外発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 28
(1)実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 28
(2)サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 29
(3)情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 30
(4)予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 30
(5)医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3 1
(6)町民生活および町民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 32
国内発生早期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 33
(1)実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 33
(2)サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 34
(3)情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 34
(4)予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 35
(5)医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 37

(6)	町	民	生	活	お	ょ	Ű	町	艮	糸	羟	₹ Ø.) ₹	定	σ,)確	保	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
国	内	感	染	期·			•	•	•	•		•			•		•		•			•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•			4	0
(1)	実	施化	本f	制	•	•		•		•			•		•		•			•	•					•	•	•	•	•	•	•	•		•	4	1
(2)	サ	_,	べ・	1	ラ	ン	ス	. •	情	ŧ	员拐	랕供	ţ.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		4	2
(3)	情	報	是	供	•	共	有	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
•		•		防·																																			
(5)	医	療・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
-		-		民																																			
小	康	期	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	9
(1)	実	施化	本f	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	9
•		•		_,																																			
•		•		報																																			
•		•		防·																																			
(5)	医	療・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
(6)	町	民	生	活	お	ょ	Ü	町	艮	糸	経	₹ <i>σ</i> .)	定	σ,	確	保	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1
(別	添	(;	特別	定:	接	種	の	奺	家	ځ	<i>t</i>	くる	業	種	Ē٠	聙	敄	; []	·	いい	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
(参	考)	国[为:	外.	で	鳥	1	ン	フ	' J	Į	ニン	/+	ドカ	"人	て	· 発	症	Ēυ	た	.場	拾	ì等	€ σ,	交(策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4
•				料	•																																		
	用	語	解	説·		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	5	6

I はじめに

1.国における取組

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルス の抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周 期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしている。

このため、国では、平成24年4月に病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしている。

また、国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県、指定公共機関が行動計画を作成すべき基準となるべき事項等を定める。

2.北海道における取組

道は、平成17年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成21年 に抜本的改定を行う等の取り組みを行ってきたが、今回、特措法第7条に基づき政府が作成 した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年(2013年)6月7日)(以下「政 府行動計画」という。)を基本とし、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下 「行動計画」という。)を作成した。

3. 鹿追町の取組

町では、平成21年5月に国の発表した「インフルエンザ対策ガイドライン~フェーズ4以降~及び北海道新型インフルエンザ行動計画」に基づき「鹿追町新型インフルエンザ対策行

動計画」を策定しているが、今回、特措法第8条および「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、また、平成21年に大流行した新型インフルエンザ(A / H 1 N 1)の対策の経験等を踏まえ、「鹿追町新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行うこととした。

本計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・感染症法第6条第9項に規定する感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの。

また、本計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に行動計画の変更を行うものとする。

Ⅲ.新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ– 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、患者の発生が一定期間に偏ってしまった場合、医療提供の受入能力を超えてしまう。新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に係わる重要な課題と位置付け、町としても、国、道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進める。

1)感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するととも に、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の受入能力を超えないようにする ことにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2)町民生活及び町民の経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染拡大防止対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民の経済 の安定に寄与する業務の維持に努める。

II-2.新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町では、国、道の基本的な考え方に基づき、新型インフルエンザ等の発生前から流行が治 まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった対策に取り組む。

発生段階に応じた対応

1.未発生期

発生前の段階では、「鹿追町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、発生に備えた事前の準備を周到に行い、行動計画の内容は必要に応じて見直していく。

2.海外発生期

国・道との連携により、病原体の国内および道内への侵入を出来る限り遅らせる。また、 国内発生に備えて体制の準備を行う。

3.国内発生期

国内の発生当初の段階では、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに鹿追町対策本部を設置し、道内及び十勝管内での発生の可能性を想定して、計画に沿って医療提供や予防接種の準備を行う。また、医療機関や公共機関等の関係機関には、国・道からの指示や情報をタイムリーに伝達し、発生に備える。町民には、正しい情報を簡潔に解り易く提供する。常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

4.国内感染期

国、地方公共団体、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・町民の経済の維持のために最大限の努力を行う。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。事態によっては、地域の実情等に応じて、道や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に 検討することが重要である。
- ・事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要となる。

町民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会混乱を回避するためには、国、 道、町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、 感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

Ⅱ-3.新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町では、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府 行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策の的確か つ迅速な実施に万全を期する。この場合において、次の点に留意する。

1.基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重する。

道との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請など、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等実施にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2.危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3.関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、道対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

4.記録の作成・保存

町は、発生した段階で政府対策本部、北海道対策本部、鹿追町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅱ-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1.新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、出現する新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点では完全に予測することは困難であるが、政府行動計画では、有効な対策を考える上で、現時点における科学的知見や、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に流行規模を想定しており、本行動計画における被害想定についても国や道の考え方に準拠し、次のように想定した。

《新型インフルエンザ等被害想定》 (国・道・十勝:平成22年度国勢調査人口) (鹿追町:平成26年3月末日現在の人口で試算)

	国	道	十勝	鹿追町
感染者数	32,000,000人	1,420,000人	90,000人	1,400人
	(人口の25%)	(対国人口比4.45%)	(対国人口比0.28%)	(対国人口比0.004%)
最大受診者数	25,000,000人	1,100,000人	70,000人	625人
	(CDC FluAid使用)	(対国人口比4.45%)	(対国人口比0.28%)	(対国人口比0.004%)
最大	530,000人	24,000人	1,500人	21人
入院患者数	(CDC FluAid使用)	(対国人口比4.45%)	(対国人口比0.28%)	(対国人口比0.004%)
最大入院	101,000人	4,500人	280人	4人
患者数 / 日	(CDC FluAid使用)	(対国人口比4.45%)	(対国人口比0.28%)	(対国人口比0.004%)
死亡者数	170,000人	7,600人	480人	7人
(中等度)	(感染者の0.53%)	(感染者の0.53%)	(感染者の0.53%)	(感染者の0.53%)
死亡者数	640,000人	28,400人	1,800人	28人
(重度)	(感染者の2%)	(感染者の2%)	(感染者の2%)	(感染者の2%)

- ※国の数値:国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」における推計値。
- ※感染者数:第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の25%とし、その他については米国疾病予防管理センター(米国CDC)により示された推計モデル (FluAid2.0)による。
- ※入院患者数:流行が8週間続くという仮定のもと、中等度(アジアインフルエンザ規模) の場合の推計。
- ※重度:スペインインフルエンザ規模。
- ・ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウ イルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮し ていないことに留意する必要がある。

- ・ また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ さらに、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難だが、新感染の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつ、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2.新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしている。

- ・ 国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)職場に復帰する。
- ・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)ため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

Ⅱ-5. 対策推進のための役割分担

1.地方公共団体の役割

道は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、 道内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実 施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとする。

2.医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型 インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとする。

3.指定(地方)公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときには、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

4.登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民 経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等発生時において も最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続な どの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

5 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を 行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の 発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の 者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

6.町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに季節性インフルエンザ時と同様に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

II-6. 本行動計画の主要 6 項目

本行動計画では、政府行動計画および北海道行動計画に合わせ、「1.実施体制」「2.サーベイランス・情報収集」「3.情報提供・共有」「4.予防・まん延防止」「5.医療」「6.町民

生活及び町民経済の安定の確保」の6つの分野ごとに対策を進める。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

1.実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、町は、国、道、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

町においては、新型インフルエンザ等の発生前から各課等横断的な会議の開催等を通じ、 事前準備の進捗を確認し、関係課等の連携を確保しながら全庁一体となった取組を推進する。 新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合は、町長を本部長とす る鹿追町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、庁内が一体となった対策の推進に努める。

本町対策本部会議の設置等

(1)発生前の体制(情報収集・分析及び情報共有のための警戒本部及び警戒本部会議の設置)

未発生期のうち、海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況においては、福祉課で国及び道から得られた情報を収集・分析する。また、状況に応じて庁内に鹿追町インフルエンザ対策警戒本部(本部長)(以下「警戒本部」という。)を設置し、新型インフルエンザ発生時の危機管理に必要な事項を協議する。警戒本部の事務局は福祉課が担い、本部長を座長とした新型インフルエンザ等警戒本部会議(以下「警戒本部会議」という。)を開催し、各課等との情報の共有及び新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備等を行う。

(2)発生後の体制(鹿追町対策本部の設置、鹿追町対策本部会議の開催)

国が政府対策本部を設置した場合、町は直ちに特措法に基づかない任意の鹿追町役場町対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく鹿追町対策本部と位置付ける。

なお、任意で設置する鹿追町対策本部の組織および職務については、特措法及び鹿追町 新型インフルエンザ等対策本部条例(以下「条例」という。)に準ずるものとする。

鹿追町新型インフルエンザ等対策本部

鹿追町対策本部

(本部長) 町長

(副本部長)副町長、教育長

(本部員) 総務課長、会計管理者、企画財政課長、瓜幕支所長、町民課長、福祉課長、子育てスマイル課長、国保病院事務長、農業振興課長、商工観光課長、建設水道課長、

農業委員会事務局長、学校教育課長、社会教育課長、鹿追消防署長

(事務局) 総務課、福祉課

(3)各課の主な役割分担

課名	班名	事 務 分 掌
総務課	総務班	1. 本部の庶務に関する事項
企画財政課	総務班	2. 本部の会議に関する事項
瓜幕支所		3. 各対策班との連絡調整に関する事項
		4. 職員の動員及び配備に関する事項
		5. 公務災害に関する事項
		6. 庁舎、職員の感染防止対策に関する事項
		7. 食料品、生活必需品の確保及び供給に関する事項
		8. 他の対策班の所掌事務に属さない事項
		9. 本部の予算計画及び感染防止対策に対する資金調達に関する事項
		10. 感染に伴う財政処置全般に関する事項
		11. 感染防止対策業務の遂行に必要な車両の確保・配車に関する事項
		12. 感染防止対策に必要な物品の確保に関する事項
		13. 自治会及びその他の各種団体への協力要請に関する事項
	情報班	1.報道機関等の対応及び広報活動に関する事項
		2.新型インフルエンザ等に関する情報の公表に関する事項
		3.その他情報の収集及び伝達に関する事項
		4.自衛隊との連絡等に関する事項

		,
福祉課	厚生班	1.十勝保健福祉事務所との連絡に関する事項
		2.新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達並びに感染状況
		等の報告に関する事項
		3.新型インフルエンザ等対策一般の企画・立案に関する事項
		4.相談窓口(予防、治療)の設置
		5.受診医療機関に関する事項
		6.医療等関係機関との連絡に関する事項
		7.予防接種に関する事項(国のガイドラインにより変更あり)
		8.感染防止対策に必要な薬品等の確保に関する事項
		9.感染者、要援護者等対策について関係部署との連絡調整に関する事
		10.独居老人・寝たきり老人・障がい者等の要援護者対策に関する事項
		11.日本赤十字社との連絡調整に関する事項
		12.ボランティアの受け入れに関する事項
		13.高齢者等社会福祉施設の感染調査の要請、情報周知に関する事項
町民課	衛生班	1.ごみの非常処理計画に関する事項
		2.し尿の非常処理計画に関する事項
		3.清掃応援要請の掌握に関する事項
		4.感染による死亡者の搬送・安置及び埋火葬に関する事項
		5.警察との連絡等に関する事項
		6.防護具・消毒薬等の準備に関する事項
町国保病院	医療班	1.保健所との連携により、患者の措置に関する事項
		2.病院内の感染防止対策に関する事項
農業振興課・	畜産農政班	1.農業関係機関への情報提供及び協力要請に関する事項
農業委員会		2.所管する組織への情報提供及び調査に関する事項
		3.生活物資の需給安定確保に関する事項
		4.農畜産物に関する風評被害の防止等に関する事項
		5.家畜に係わる防疫に関する事項
商工観光課	商工班	1.商工会及び商工団体との連絡協議に関する事項
		2.商工関係の感染調査の要請、情報周知に関する事項
		3.経済関係に必要な応急対策に関する事項
		4.観光施設及び観光関係団体との連絡協議に関する事項
		5.観光関係の感染調査の要請、情報周知に関する事項
		6.各対策班に関する応援に関する事項
教育委員会	学校教班	1.教育委員会各課所の対応事項取りまとめ、調整に関する事項
(学校教育課、	社会教班	2.PTA等教育関係団体への協力要請に関する事項
社会教育課課)		3.学校教育施設(学校、給食センター)の感染防止対策に関する事項
•		

		4.教育関係に必要な応急対策に関する事項
		5.児童・生徒の感染調査及び予防対策に関する事項
		6.教職員の動員及び調整に関する事項
		7.学校給食による感染防止対策に関する事項
子育てスマイル課	保育班	1.園児等の感染調査及び感染予防対策に関する事項
		2.児童福祉施設等の感染調査、情報周知に関する事項
建設水道課	輸送班	1.薬剤、食料、生活必需品の輸送に関する事項
		2.輸送、輸送協力団体との連絡調整に関する事項
		3.関連業者等への感染防止対策の情報周知に関する事項
		4.感染時の給水対策に関する事項
消防署	実働班	1.本部との連絡調整に関する事項
		2.患者搬送に関する事項
出納室	支援班	1.感染防止対策に関連する経理出納事務
		2.義援金等の出納管理に関する事務
		3.各対策班に応援に関する事項
議会	支援班	1.町議の感染情報に関する事項
		2.各対策班に応援に関する事項

2.サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

(1)海外で発生した段階から道内の患者数が少ない段階

町は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、道等からの要請 に応じ、その取組等に協力します。

(2) 道内の患者数が増加した段階

道は、患者の全数把握の意義が低下し医療機関等の負担も過大となることから、入院 患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。町は、国、道等からの要請に応じ、 その取組等に協力します。

(3)活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町内における医療体制整備等に活用します。

3.情報提供・共有

(1)情報提供・共有の目的

国家の危機管理に係わる重要な課題という共通の理解の下に、町、国、道、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、町、国、道、医療機関、事業者、個人、地域団体等の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

情報提供に当たっては、正確かつ迅速に行うことはもちろん、高齢者や障がい者等の 要援護者にも十分配慮し、工夫することが必要である。

(2)情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け方が千差万別であることから、高齢者や障がい者等の届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためのホームページ等の活用も含めて多様な媒体を用いる。また、関係機関や団体等を通じた周知に加え、特に支援が必要な者には各戸訪問による周知等を行い、それぞれの対象者向けに理解しやすい内容で、出来る限り迅速にかつきめ細かく情報提供を行う。

(3)発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業所等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらううえで必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、福祉課と教育委員会等が連携して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(4)発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。誤った情報が出た場合は、風

評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(5)情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信し、適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となるそれぞれの課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう町対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらにコミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、町民からの相談や問い合わせの内容等から、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

4.予防・まん延防止

(1)予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえる。対策の効果と影響とを総合的に勘案し、発生状況の変化に応じて実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2)主なまん延防止対策

個人における対策については、町内における発生初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、町内における発生の初期の段階から、個人における

対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

(3)予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで受診患者数を減少させ入院 患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、 新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるこ とにつながる。

【特定接種】

(ア)特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことをいう。特定接種の対象となり得る者は、①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員であり、登録事業者及び公務員は別添のとおりとしている。また、新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

(イ)特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公共団体を実施主体として接種を実施することとされている。このため、町では、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員について、町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施し、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

【住民接種】

(ア)住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防

接種の枠ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については特措法第46 条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこ とになる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定 (新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。また、政府行動計画では事前に下記のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については以下の4群に分類することを基本と する。

- ①医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦
- ②小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により、予防接種が受けられない小児を含む)
- ③成人・若年者
- ④高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群 (65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
- (医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合
- (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
- ① 医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
- ① 小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を 守ることにも重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
- ① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合
- (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
- ① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(イ)住民接種の接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるが集団接種や個別接種又はそれぞれの組み合わせ等、一斉接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(ウ)留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

5.医療

(1)医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合は、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから効率・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(2)発生前における医療体制の整備について 道と連携し、町国保病院の医療体制の整備を行う

(3)発生時における医療体制の維持・確保

道と連携し、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を町国保病院に迅速に還元する。

6.町民生活および町民経済の安定の確保

(1)町民生活及び町民経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザは、多くの町民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと 言われている。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞 を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、町は、国や道等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民に対し家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の準備に努めることや、町内の事業者に対し職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前準備を呼びかけていく。

(2)要援護者対策

一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、これらの日頃からの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていく。

また、要援護者への食事の提供等の生活支援の実施に当たっては、福祉サービス事業所の訪問介護等によることを基本としつつ、小売店や運送業者等の民間事業者に対して協力要請を行うとともに、緊急対応が必要な場合は町が直接実施するなど道と連携して総合的な調整を行う。

さらには、認定こども園や地域保育所、老人福祉施設、老人保健施設、社会福祉施設 (通所および短期入所系サービスに限る)の使用制限については、特に支援が必要な利 用者のため、状況によっては一部の施設を例外的に開所する等、発生前から道及び関係 団体と連携し、仕組みづくりを進めておく。

なお、これらの一部施設の例外的な開所については、十分な集団感染対策を講じる必要があること及び感染対策そのものの効果が減少する可能性があること等を考慮する。

II-7 . 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて執るべく対応が異なることから事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

町行動計画では、政府行動計画で示されている発生段階を引用するが、国全体での発生 段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、 海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとなされている。

地域での発生段階は、国と協議の上で、道が判断することとされており、町においては、 町行動計画で定められた対策を国や道が定める段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化するということに留意が必要である。

<発生段階とWHOフェーズとの対応表>

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1,2,3又は相当する公表等
海外発生期	
国内発生早期	フェーズ4,5,6又は相当する公表等
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期又は相当する公表等

<発生段階>

発生段階		壮	犬 態						
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態								
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態								
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県	北	(道内未発生期)						
	で新型インフルエンザ等の	海	道内で新型インフルエンザ等患者						
	患者が発生しているが、全	道	が発生していない状態						
	ての患者の接触歴を疫学調	の							
	査で追える状態	判							
国内感染期	国内のいずれかの都道府県	断	(道内発生早期)						
	で新型インフルエンザ等の		道内で新型インフルエンザ等の患						
	患者の接触歴が疫学調査で		者が発生しているが、全ての患者の						
	追えなくなった状態		接触歴を疫学調査で追える状態						
			(道内感染期)						
			道内で新型インフルエンザ等の患						
			者の接触歴を疫学調査で追えなく						
			なった状態						
			* 感染拡大~まん延~患者の減少						
小康期	新型インフルエンザ等の患者	の発	生が減少し、低い水準でとどまって						
	いる状態								

Ⅲ 各段階における対策

未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生 しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的:発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、国、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2)新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 鹿追町行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び北海道行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた鹿追町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

(2)体制の整備及び国、北海道との連携強化

道、管内市町村と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

2 サーベイランス・情報収集

(1)情報収集

国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報 を収集する。

情報収集源

- ・厚生労働省
- ・道等関係自治体

(2)通常のサーベイランス

毎年冬季に流行する季節型インフルエンザについて、施設等の発生状況を把握し、患者発生動向を町内の関係機関に情報提供を行う。

学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査 し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3)調査研究

町は、必要に応じて、国、道が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフル エンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や管内市町村等との連 携等の体制整備を図る。

3 情報提供・共有

(1)継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実 施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ・インフルエンザ相談窓口を常時設置し、町民からの来所及び電話での一般的なインフルエンザに関する相談に対応する。

(2)体制整備等

- ・新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容(対策の 決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施 主体を明確にすること)や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものにつ いては決定しておく。
- ・一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制 整備に努める。
- ・常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制の構築に努める。
- ・国、北海道及び関係機関からの緊急な情報に対応できる体制整備を行う。
- ・インフルエンザ相談窓口の常時設置に加え、新型インフルエンザ等発生時に町民からの一般的な問い合わせに対し、対応できる体制整備を行う。

4 予防・まん延防止

(1)対策実施のための準備

(ア)個人における対策の普及

町・学校及び町内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控え

ること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解 促進を図る。

(イ)地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における 季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための 準備を行う。

(2)予防接種

(ア)登録事業者の登録

町は、国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うことに協力する。 町は、特定接種の対象となる町職員等を把握する。

町は、国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

(イ)接種体制の構築

【特定接種】

町は、町職員等について、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、国民健康保険病院での接種体制を構築する。

【住民接種】

町は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく町民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画、北海道行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者(ワクチン需要量)を把握する。

町は、円滑な接種実施のために国及び道の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域な協定を締結するなど本町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

町は、速やかに接種することができるよう国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国、道、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(ウ)情報提供

町は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民

の理解促進を図る。

(3)道との調整

町は、特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請及び特措法第25条第 2項に基づく学校、保育所等の施設の使用制限の要請について、町の状況を十分把握し たうえで、当該要請が実施されるよう平時から道との調整を行っておく。

5 医療

町は、以下の道の対策に対し、道の要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

(1)地域医療体制の整備に関する道の対策

道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を 得ながら必要な体制整備に努める。

道は二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、医師会、地域薬剤師会、地方公共機関を含む地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等医療機関)、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連絡を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に努める。

道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関の入院患者の受入準備を進める。また、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

(2)国内感染期に備えた医療の確保に関する道の対策

道は、全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や 出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続 計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努 める。

道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関又は公的医療機関等(国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

道は、保健所設置市の協力を得ながら入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が 増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握 する。

道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力 を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。

道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要

とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を 原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(3) 手引き等の策定、研修

道は国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。

道は、国と連携しながら、医療従事者等に対し国内発生を想定した研修や訓練を行う。

(4)医療資器材の整備

道は必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)の備蓄・準備に努める。また、国の要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の予知に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努める。

(5)医療機関等への情報提供体制の整備

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者 に迅速に提供するための体制を整備する。

6 町民生活及び町経済の安定の確保

(1)業務計画等の作成

道では、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。町は、道からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(2)物資供給の要請等

道では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。町は、道からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3)新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、道及び国と連携して、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

(4)火葬能力等の把握

道では、国及び町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、道からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5)物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または、施設及び設備を整備等行う。

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、 様々な状況。

目的:

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国、道等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス情報収集 体制の強化に協力する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内に発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、及び町民に準備を促す。
- 5) 町民生活及び町民経済の安定のための準備を進め、予防接種の接種等、道内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

(1)体制強化等

町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には警戒本部会議において緊急協議を行う等、町対策本部の設置に向けた準備を進める。 町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府 対策本部が設置された場合は、町長を本部長とする町対策本部を設置し、国が決定した 基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備を行う。

町は、道等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広 く周知する。

町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、道等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について罹患した場合の症状の程度が季節型インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

2 サーベイランス・情報収集

道ではサーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じて、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス・情報収集に関する道の対策

(1)情報収集

道は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じ必要な情報収集に努める。

病原体に関する情報

疫学情報(症状、症例定義、致命率等)

治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)

(2)サーベイランスの強化等

道は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。

道は、国の対策に準じ、道内における新型インフルエンザ等の患者を早期発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め全数把握を開始する。

道は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握 を強化する。

(3)調査研究

道は、国が実施する国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査など、対策に必要な調査研究等に協力する。

3 情報提供・共有

(1)情報提供

町は、道等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、道内発生した場合に必要となる対策等について、できる限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行う。

町は、情報提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

(2)情報共有

町は、国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等を活用した リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(ア)相談窓口の設置

町は、道等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

町は、町民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国等へ報告するとともに、町民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。

4 予防・まん延防止

(1)感染症危険情報の発出等

町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、道、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。

町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、道、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

(2)水際対策

道では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所(保健福祉事務所)において必要な健康監視等の対応をとる。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3)予防接種

(ア)ワクチンの供給体制の確保

町は、道や国等と連携して、予防接種に関する情報を収集し、ワクチンを円滑に流通

できる体制の構築に役立てる。

(イ)接種体制

【特定接種】

町は、道等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、 情報収集を行う。

町は、道や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、 集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

【住民接種】

町は、道、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。

町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、国民健康保険病院での 集団接種、医療機関での一斉接種(期間を定め集中的に接種)や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制を構築する。

町は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった 具体的な情報について、町民等に対し積極的に情報提供を行う。

5 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を 積極的に収集するとともに国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する道の対策

(1)新型インフルエンザ等の症例定義

道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等に対してその内容を周知する。

(2)医療体制の整備

道は、国からの要請に基づき、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努める。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北海道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で診療体制の整備に努める。

帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエン

ザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には直ちに保健所に連絡するよう要請する。

新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼する。

(3)帰国者・接触者相談センターの設置

道は、国からの要請を受けて、以下の措置を講じる。

帰国者・接触者相談センターを設置する。

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(4)医療機関等への情報提供

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び 医療従事者に迅速に提供する。

(5)検査体制の整備

道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備する。

(6) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

道は、国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1)事業者の対応

道は、国が事業者に対して実施する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者に周知する。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(2)遺体の火葬・安置

町は、道等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起った場合 に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴 を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追 うことができる。

目的

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1)感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止 策等を行う。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国と連携しながら、積極的 な感染拡大防止策等を講じる。
- 2)医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解 を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3)国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4)新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5)国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6)住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに警戒本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。

町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は警戒本部会議を開催し、国内発生早期の対策を確認する。

町は、道等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く 周知する。 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、 その内容を確認するとともに、道等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

【緊急事態宣言がされているときの措置】

町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、道に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、道計画および町計画に基づき必要な対策を実施する。

町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

2 サーベイランス・情報収集

道では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報収集に関する道の対策

(1)情報収集

道は海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

(2)サーベイランス

道は海外発生に引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。

道は、国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して症状や治療等関する有用な情報の迅速な提供に努める。

道は、国等から国内の発生状況の情報を収集し国と連携しながら必要な対策を実施する。

(3)調査研究

道は、発生した道内患者について、初期の段階には、国と連携しながら、積極的疫学 調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

道は、国が実施する新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を活用し、対策に反映させる。

3 情報提供・共有

(1)情報提供

町は、道等と連携して、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、道内発生した場合に必要となる対策等について、リアルタイムで町民に情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。

町は、道等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型 インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染 予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。 また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、道や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

町は、町民への周知に当たっては、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。また、対策の実施主体となる関係課が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

情報が行き届きにくい高齢者及び障がい者等の要援護者や外国人等に対しては、それぞれの対象ごとの特性に応じた内容、表現とすることに留意するとともに、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関と連携し、必要な情報が行き渡るよう努める。

(2)情報共有

町は、国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等を用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(3)相談窓口の体制充実・強化

町は、道等からの要請に応じ、町民からの相談増加に備え相談窓口体制を充実・強化 する。

町は、国からQ&Aの改定版の配布を受け、速やかに相談に活用する。

4 予防・まん延防止

(1)国内での感染拡大防止策

町は、道等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・ 手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

町は、道等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとと もに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

町は、道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校長に要請する。

町は、道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防を講ずるよう要請する。

町は、道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防を強化し要請する。

(2)水際対策

道は、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に引き 続き協力する。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3)予防接種

道では国においてワクチンが確保された場合には速やかに供給できるよう準備をう。 町は、道等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

【特定接種】

町は、道、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

【住民接種】

町は、道等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチンの供給が可能になり次第、町民周知を図るとともに関係者の協力を得て、接種を開始する。町は、接種の実施に当たり、国、道等と連携し、保健センター・学校など公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、医療機関での一斉接種(期間を定め集中的に接種)、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、道が必要に応じて行う措置を踏まえて、以下の対策を講じる。町は、道と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

道の対策

道では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し期間と区域を定めて、生活の維持 に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。 道は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使 用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等 に対し、新型インフルエンザ等のまん延防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・ 道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

道は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め 感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛 生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

町は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に 基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を 積極的に収集するとともに、国、及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力 する。

医療に関する道の対策

(1)医療体制の整備

道は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、海外発生期に引き続き、継続する。

また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

(2)患者への対応等

道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとする。

道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPSR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり患者数が増加した段階では、PSR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の 濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必 要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、 症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(3)医療機関への情報提供等

道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬

道は、国内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬 を適切に使用するよう要請する。

(5)医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売を確保するために必要な措置を講じる。

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1)事業者の対応

道は、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染 予防策を開始するよう要請する。町は、道等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力 する。

(2)町民・事業者への呼びかけ

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な 行動を呼びかける。

道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物質等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

(1)事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

登録事業者は、医療の提供並びに道民生活及び道民経済の安定に寄与する事務の継続的な実施に向けた取組を行う。

道では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(2)電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、町、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(3)運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、 感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通 信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等新型インフルエンザ緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(4)サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階においては、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容することを町民に呼びかける。

(5)緊急物資の運送等

道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、運送事業者である指定(地方)公共機関・自衛隊に対し、食料品等の緊急物質の輸送を要請する。

道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、医薬品等販売業者である指定(地方) 公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、道は、必要に応じ、 国と連携しながら指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(6)生活関連物資等の価格の安定等

町は、道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(7)犯罪の予防・取締り

道では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が道警察本部に対し、犯罪情報集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。

町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えな くなった状態。
- ・感染拡大からまん延・患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(道内未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(道内発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫 学調査で追うことができる状態。

(道内感染期)

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

目的:

- 1)医療体制を維持する。
- 2)健康被害を最小限に抑える。
- 3)町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方:

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について 周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な 情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時に入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減する ため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ 速やかに実施する。
- 8)状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

基本的対処方針の変更

道では、国の基本的対処方針の変更に基づき、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定する。町は、道等と連携して、これらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。 町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく道による代行、道又は他の市町村による応援等の措置を行う。

2 サーベイランス・情報収集

道では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

サーベイランス、情報提供に関する道の対策

(1)サーベイランス

道は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施する。

また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

(2)地域未発生期、地域発生早期における対応

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。

(3)地域感染期における対応

- ①新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ②道は、国内の発生状況に関する情報収集を行い、国と連携し必要な対策を実施する。

(4)調査研究

道は、引き続き、国が実施する感染経路や感染力、潜伏期等の情報収集・分析や新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や重症者の症状・治療法と転帰等、必要な調査研究と分析を活用し、対策に反映させる。

3 情報提供・共有

(1)情報提供

町は、道等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して国内・ 道内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定、対策の決定プロセス、対策の理 由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。 町は、道等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内の 流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策につ いての情報を適切に提供する。また、社会活動状況についても情報提供する。

町は、町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(2)情報共有

町は、国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

(ア)相談窓口の継続

町は、道等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え相談窓口体制を継続する。 町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

4 予防・まん延防止

(1)町内でのまん延防止策

町は、道等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・ 手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

町は、道等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとと もに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

町は、道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校、保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校長に要請する。

町は、道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

町は、道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

(2)水際対策

道は、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に協力する。町は、道等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

(3)予防接種

(ア)ワクチンの供給

道では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を 行う。町は、道等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

【特定接種】

町は、道、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

【住民接種】

町は、道等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生 した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容 を確認する。

町は、国の指示を受けて、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、 住民接種を開始する。

町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。

町は、接種の実施に当たり、国及び道と連携して、全町民が速やかに接種出来るよう接種体制をとる。

(4)モニタリング

町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況 を把握する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、道が必要に応じて行う措置を踏まえて、以下の対策を講じる。町は、道と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

道の対策

道では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、機関と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

道では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

道では特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

町は、町民に対する予防接種については国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法 第46条の規定する臨時の予防接種を実施する。

5 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれからの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する道の対策

(1)患者への対応等

道は、国からの要請に基づき以下の措置を講じる。

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

- ①引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう 努める。
- ②必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

(地域感染期における対応)

①帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努める。

また、市町村とともに関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努める。

- ②入院治療は、重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請 するよう、関係機関に周知する。
- ③医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ④関係機関・団体等と調整のうえ、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努める。

(2)医療機関等への情報提供

道は引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の 診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

道は国と連携して、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不測が生じるおそれのある場合には、国及び道の備置分を放出する等の調整を行う。

(4)医療機関・薬局における警戒活動

道は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

(1)医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(2)医療機関不足の対応

道は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて患者を医療機関に移送するなどにより順次閉鎖する。

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1)事業者の対応

道では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、道内の事業者に周知する。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(2)町民・事業者への呼びかけ

町は、道等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当た

っての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。

道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物質等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて道内に周知する。町は道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

(1)業務の継続等

指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録者事業者は、事業の継続を 行う。

道では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、 事業者への周知に協力する。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集すると ともに、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

道は、各事業所における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患 状況等に関する国の調査結果と必要な対策を迅速に把握する。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(2)電気およびガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、町、指定公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(3)運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び 貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの 業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新 型インフルエンザ等緊急事態において、郵便及び信書を確保するために必要な措置を講 ずる。

(4)サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、道等と連携して、事業者サービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延 した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町 民に呼びかける。

(5)緊急物資の運送等

道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(6)物資の売渡しの要請等

道は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

道は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し 特定物資の保管を命ずる。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(7)生活関連物資等の価格の安定等

町は、道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物資の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団 体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

町は、道等と連携し、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

町は、道等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずる おそれがあるときは、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(8)新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、道からの要請に応じ、道、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(9)犯罪の予防・取締り

道では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が道警察に対し、 悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導等が行われた場合は、これに協力する。 町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(10)埋葬・火葬の特例等

町は、道からの要請に応じ、道、国と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させる。

町は、道からの要請に応じ、道、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、本町以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特定を定めた場合には、それに基づいて対応する。道では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

小康期

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状況。

目的:町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3)情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

基本的対処方針の変更

道は、国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、国の方針に沿った対処方針を決定する。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

(1)対策の評価・見直し

町は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、道による道計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、町計画等の必要な見直し等を行う。

(2)対策本部の廃止

町は、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに対策本部を廃止する。

ただし、緊急事態解除宣言が出された時点でも、国、道が本部を設置継続している事態であれば、町においても、対策本部を継続する。

2 サーベイランス・情報収集

(1)情報収集

町は、国、道、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ対策 等に関する情報収集する。

(2)サーベイランス

道は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

道は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の 把握を強化する。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国 及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

3 情報提供・共有

(1)情報提供

町は、町民に対して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報 提供する。

町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報 の内容等をとりまとめ、必要に応じて道等と連携し、国に提供することで共有化を図る。

(2)情報共有

町は、道等と連携し、関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

(3)相談窓口の体制の縮小

町は、道等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

4 予防・まん延防止

町は、道等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意 喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

(1)予防接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

5 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を 積的に収集するとともに国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

医療に関する道の対策

(1)医療体制

道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬

道は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。

道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

道は、必要に応じ、道内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1)町民・事業者への呼びかけ

道は、国と連携し、必要に応じ、引き続き、道民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

(1)業務の再開

道は、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努める。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

道は、国が指定(地方)公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じて行う支援に協力する。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(2)新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

町及び指定(地方)公共機関は、道、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(別添)

特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしていますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理している。

(1)特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型、A-2:重大・緊急医療型)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、

B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

(2)特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当 する者である。

区分 1 : 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務 (= 新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分 2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理 に関する職務

区分3:民間の登録事業者と同様の職務

※詳細については政府行動計画を参照。

(参考)国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。 人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、政府行動 計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢 を準備しておくこととしている。道も、行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、対 策の概要を示していることから、町においても、道等と連携してこれらの情報を積極的に収 集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の道の対策

1. 実施体制

- ・道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行う。
- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において情報の集約・共有・分析を行い、状況に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討する。

2. サーベイランス・情報収集

情報収集

・道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報収集を行う。

情報収集源

- ・国の関係機関(内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等)
- ・国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)
- ・国立大学法人北海道大学:OIEリファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・都府県・市町村

鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

・道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出に より全数を把握する。

3.情報提供・共有

- ・道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国 等と連携し、発症状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行う。
- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発症状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行う。

4.予防・まん延防止

人への鳥インフルエンザの感染対策

水際対策

- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に、国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行う。
- ・道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努める。

疫学調査、感染対策

- ・道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施する。
- ・道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施に努める。

家きん等への防疫対策

- ・道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の 対策を実施する。
- ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の 飼養家きん等の移動制限等)を行う。
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、道による対応が困難である等 やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力する。

5. 医療

国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

・道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、 確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投 与等による治療が行われるよう努める。

- ・道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう勤める。
- ・道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む)。について、入院その他の必要な措置を講じる。海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合、道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。
- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、 国に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知する

【用 語 解 説】 政府行動計画より

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。 人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- *特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症もしくは 新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指 定した病院。
- *第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- *結核指定医療機関 : 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知

事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。) 又は薬局。

○感染症病床

病床は医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。

感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話相談を受け、帰国者・接触者外来に照会するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリヤとして装着するマスク、 ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、 侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示めすこと もある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定められるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○死亡率(Mortality Rate)

ここでは、人口 1 0 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の 生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致死率(致命率Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが 人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエン ザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれら の内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長時間にわたって感染防止策をとらずに 濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長時間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。)発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○発病率(Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対しうる免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

○PCR (polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量増増殖させる方法。

ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。